

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第2号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前																		
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(貸付けの特例措置)</u></p> <p>4 <u>平成26年3月31日までに新たに貸付けの決定を行う別表第1備考各号に掲げる事業のうち、省エネルギー、新エネルギー（太陽光、風力その他のエネルギーであつて知事が別に定めるものをいう。）、自家発電等に係る設備を導入する事業を行う者に対する貸付けであつて知事が別に定める基準に適合するものの据置期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1の据置期間の欄中「3年」とあるのは、「5年」とする。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する貸付けに係る貸付金の額は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）から、当該整備資金の100分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額（以下この項において「負担額」という。）を控除した額とする。ただし、貸付けの相手方から負担額を超える額を負担する旨の申出があつた場合における貸付金の額は、知事が別に定める。</u></p> <p>6 <u>附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.85パーセントとする。</u></p> <p>別表第1（第3条、第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>(略)</th><th>貸付金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>(略)</td><td>整備資金の100分の80以内</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	番号	(略)	貸付金の額	1	(略)	整備資金の100分の80以内	(略)			<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別表第1（第3条、第10条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>(略)</th><th>貸付金の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>(略)</td><td><u>整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></tbody></table>	番号	(略)	貸付金の額	1	(略)	<u>整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内</u>	(略)		
番号	(略)	貸付金の額																	
1	(略)	整備資金の100分の80以内																	
(略)																			
番号	(略)	貸付金の額																	
1	(略)	<u>整備資金（貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内</u>																	
(略)																			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。